

# マンション管理 相談窓口の ご案内

マンション管理でお困りなことはありませんか？  
まずは弁護士に相談してみましょう

# マンション管理相談窓口とは

複雑化するマンション管理に関する相談をお受けし、当該マンションが抱える問題をマンション管理士または管理業務主任者の試験に合格した**弁護士**が直接相談にお答えし、状況によって第三者管理者等を紹介いたします。

マンション管理に精通した**弁護士**が対応することで、適正な管理が行え、また法的手続きが必要な場合もスムーズに対応できます。

## あなたのマンション こんな対応に迫られて いませんか？

管理費滞納者に対する**督促**

共用部分を  
損壊するような  
区分所有者に対する  
**警告、  
損害賠償請求**

管理組合の総会の  
**運営指導**

騒音問題、悪臭問  
題を発生させている  
区分所有者に対する  
**指導、警告等**

# マンション管理には 色々な方法があります

高齢化により理事の担い手が不足している、空き室が増え機能不全に陥っている等区分所有者のみによる管理に困難があるマンションについて、マンション管理者等の紹介を行っています。紹介する管理者等については、

**当該マンションの状況、ご要望に応じて、  
以下の4つのオプションをご用意しております。**

## ※ 第三者管理者

当該マンションについての「第三者管理者」となり、マンション管理の監督、執行業務全般を支援

## 理事・監事

当該マンションについての「理事・監事」となり、区分所有者の理事・監事と共にマンション管理の監督、執行業務全般を支援

## 外部アドバイザー

マンション管理についての助言・紛争対応要望に応じて総会及び理事会への出席

## 管理組合 口座通帳管理者

通帳保管及び記帳業務

※「第三者管理者」とは、  
区分所有者でない外部専門家を管理者（理事長）にすることを言います。

## 管理を任せるのは不安ですか？

### 管理者の公正及び透明性の確保の方法について

- ・管理者が、現金を自由に引き出せないよう管理者と預金保管者を分離します。
- ・管理者等の任期は、原則3年とし、任期満了後は、別の管理者と交代することで、手続きの公正及び透明性の確保に努めます。

まずは窓口にお電話ください

**03-3581-2223**

受付時間：9：30～16：00（土、日、祝、休日を除く）

初めに職員が電話対応をさせていただき、  
大まかな内容をうかがいます

職員が担当弁護士に聞き取り内容を伝えます

担当弁護士から相談者様に直接お電話させていただきます

電話で日程調整し、面接相談を行います

**相談料は30分5,500円（税込）です**

面接相談の結果、実際に弁護士に交渉等を依頼する場合は、原則として別途費用がかかります。金額については担当する弁護士に遠慮なくおたずねください。

web でのご案内はこちら



【発行】2026年4月改訂

東京弁護士会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 弁護士会館6階

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/madoguchi/apartment.html>